

# 第1章 はじめに

## 1 犯罪の被害にあわれた方へ

これは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族が様々な相談や手続き等について記録できるように作成したノートです。

いろいろなことを書き残しておくことで、後で役立つことがあるかもしれません。

無理なく、書けるときに、書けるところから書いていただいても構いません。ご活用ください。

### 被害にあわれた方のご住所、お名前など

住 所：  
.....  
.....

氏 名：  
.....

生年月日：  
.....

連絡先：  
.....

### ノートを記入される方のご住所、お名前など

住 所：  
.....  
.....

氏 名：  
.....

生年月日：  
.....

連絡先：  
.....

## 2 ノートの使い方

### ① 困っていることを書き出してみよう (→5~8頁)

毎日の生活のこと、身体やこころのことなど、困ったことはありませんか？  
支援者や身近な人に知らせ、一緒に考えることで、解決策が見つかったりします。  
気づいたときに、困りごとリストに書き込んで、支援者に見せる方法もあります。

### ② 説明を求められる内容を記録しておきましょう。(→13~20頁)

警察署や検察庁などいろいろな場所で、同じ内容を聞かれることがあります。  
説明を求められる度に、被害の内容を思い出しながら話すことは、気持ちに負担がかかったり、記憶があいまいになったりすることがあります。  
繰り返し聞かれることを説明しやすいようにメモしておきましょう。

### ③ 受けた説明を記録したり、もらった資料を保管したりしましょう。(→27~44頁)

警察署、検察庁などいろいろな場所で説明を受けたり、手続きが必要になったり  
すると思います。後から見返すことができるようにノートに書き込みましょう。  
もらった資料は、このノートと一緒に、まとめて保管しておきましょう。

### ④ あなたを支援する人がいます。(→9~12頁、45~69頁)

被害にあったことで、今まで経験したことのない状況にいらっしゃることと思います。  
警察や支援団体、県・市町村などあなたを支援する人がいます。  
支援者やまわりの人たちに知らせ、一緒に考えることで、解決策が見つかったり  
します。  
困ったときは一人で悩まずに、私たち支援者と一緒に一つずつ問題を解決してい  
きましょう。

このノートは、あなたの大切なプライバシーを記載することになります。なくしたりしないように気を付けましょう。

### 3 被害後に起きるかもしれないこと

被害にあわれた方やそのご家族などは、大切な方の命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるといった生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、

- 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲からの心ない声や無責任なうわさ話、マスコミの取材や報道による精神的被害

など、被害後に生ずる様々な問題「二次的被害」に苦しめられることがあります。

#### 心身への影響

犯罪被害により、身体だけでなく、心にも強く影響を受け、

- これまで経験したことがない気持ちになった
- 自分がおかしくなった

と感じることもあるかもしれません。

あなたの身に降りかかったようなことを体験すれば、誰でもそのような心理状態になることがあります。

以下の項目を確認しながら、今の自分に気づいてみましょう。

#### 心理面

- 感覚・感情がマヒする
  - 現実だという感情がない
  - 自分が自分でないと感じる
  - 記憶力・判断力の低下
  - 自己評価の低下
  - 他人や社会に対する信頼感の喪失
  - 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみ
  - 落ち込んだり、ふさぎ込む
  - 感情がコントロールできない
- など

## 身体面

- めまい、過呼吸、動悸、下痢、便秘
- 不眠、悪夢
- 吐き気、食欲不振
- 体がだるい、疲れやすい
- 頭痛、腹痛、体のかゆみ、発疹
- 何でもないのに涙が出る

など

## 行動面

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- 学校や職場に行くことができない
- 落ち着かない、集中できない、いつもはできていたことができない
- 子どもが親の後をいつもついてきて離れない
- 被害を思い出させるような人、物、場所、状況に近寄れない
- 自分や周りの人、周りの物を傷つけてしまう

など

このような症状が続けば、医療機関の受診やカウンセリングが必要になる場合があります。

悩みを一人で抱えず、相談してください。

## リラクゼーション法

### ゆっくり呼吸を試みましょう

3秒数えながら鼻から息を吸い込みます。

(きれいな空気を吸い込むイメージ)



1秒間息を止めます。



ゆっくり6秒数えながら口から息を吐きましょう。

(嫌な気持ちを吐き出すイメージ)

自分のペースで何度か繰り返してみましょう。

深呼吸をした後は、体が眠っている状態なのでじんわりと起こしてあげる運動をします。

手をグーパーグーパーと動かし、背伸びをしましょう。



## 4 困っていること、知りたいこと

犯罪被害のショックから何も手につかなくなることがあります。そんな時は、あなた一人や家族等だけで抱えずに、迷わず支援を依頼しましょう。

今、あなたが困っていること、知りたいことは何ですか。

---

---

### 身体やこころのこと

困りごとの例	メモ
<input type="checkbox"/> 眠れない	
<input type="checkbox"/> 食欲がない	
<input type="checkbox"/> 頭痛やめまいがする	
<input type="checkbox"/> 病気が悪化した	
<input type="checkbox"/> 家族が病気になった	
<input type="checkbox"/> 怒りっぽく、イライラする	
<input type="checkbox"/> 気分の落ち込みや自責感がある	
<input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感がある	
<input type="checkbox"/> カウンセリングを受けたい	
<input type="checkbox"/> 今の自分の心や体の状態を知りたい	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

### 病院のこと

困りごとの例	メモ
<input type="checkbox"/> 通院の付き添いをしてほしい	
<input type="checkbox"/> 通院の交通手段がない	
<input type="checkbox"/> 受診が不安	
<input type="checkbox"/> 医療費が払えない	
<input type="checkbox"/> 高額医療費が不安	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

## 住まいのこと

困りごとの例	メモ
<input type="checkbox"/> 家に住める状況ではない <input type="checkbox"/> 近所の目が気になる <input type="checkbox"/> 転居したい <input type="checkbox"/> 公営住宅に入居したい <input type="checkbox"/> 仮住まいを探している <input type="checkbox"/> 住宅ローン、家賃が払えない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

## 仕事や暮らしのこと

困りごとの例	メモ
<input type="checkbox"/> 仕事に行けない <input type="checkbox"/> 仕事が手につかない <input type="checkbox"/> 休みが取りづらい <input type="checkbox"/> 転職したい <input type="checkbox"/> 解雇された <input type="checkbox"/> 育児・養育ができない <input type="checkbox"/> 介護ができない <input type="checkbox"/> 買い物に行けない <input type="checkbox"/> 家族関係が悪化した <input type="checkbox"/> 近所や学校、職場など周囲のうわさが気になる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

## 経済的なこと

困りごとの例	メモ
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 収入が減って不安</li><li><input type="checkbox"/> 見舞金・給付金の手続きが分からない</li><li><input type="checkbox"/> 学費が払えない</li><li><input type="checkbox"/> 葬儀費用がない</li><li><input type="checkbox"/> 生活保護などを受けたい</li><li><input type="checkbox"/> 相続上の問題がある</li><li><input type="checkbox"/> 保険の手続きが不安</li><li><input type="checkbox"/></li><li><input type="checkbox"/></li></ul>	

## マスコミ報道のこと

困りごとの例	メモ
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 報道してほしくない</li><li><input type="checkbox"/> マスコミが来るので困る</li><li><input type="checkbox"/> 新聞記事に不満がある</li><li><input type="checkbox"/> インターネット上でプライバシーを侵害されている</li><li><input type="checkbox"/> 誹謗中傷を受けている</li><li><input type="checkbox"/></li><li><input type="checkbox"/></li></ul>	

警察や検察、裁判のこと

困りごとの例	メモ
<input type="checkbox"/> 今後の手続きを知りたい <input type="checkbox"/> 付き添いをしてほしい <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 検察庁 <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> 再被害が不安 <input type="checkbox"/> 加害者に対して不安がある <input type="checkbox"/> 個人情報を知られたくない <input type="checkbox"/> 捜査の進捗状況を知りたい <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> 法律相談を希望する <input type="checkbox"/> 弁護士費用を知りたい <input type="checkbox"/> 弁護士にどのように 相談したらいいか分からない <input type="checkbox"/> 加害者側の弁護士からの連絡に どう対応していいか分からない <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> 裁判の日程を知りたい <input type="checkbox"/> 裁判の制度について知りたい <input type="checkbox"/> 被害者参加制度の利用を希望したい <input type="checkbox"/> 裁判に不安や問題がある <input type="checkbox"/> 裁判の結果を知りたい <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> 民事裁判の内容について知りたい <input type="checkbox"/> 示談交渉について知りたい <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	



## 5 犯罪被害に関する相談先

岐阜県では、専門の支援ノウハウを持った民間団体や、警察、県や市町村など、様々な支援機関が連携して犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の支援を行っています。

相談の内容は厳守いたしますので、安心してお電話ください。

### 民間の犯罪被害者等支援団体のご紹介

#### 公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

※ぎふ犯罪被害者支援センターは、岐阜県公安委員会が指定する、県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体です。



まずは電話かメールでご相談ください。

人には話しづらい事件の被害について、犯罪にあわれた方やそのご家族に寄り添い、抱える問題の解決や心のケア等、再び平穏な生活を営むことができるようサポートします。

#### 支援内容

専門の知識を有する支援員が、電話や面接で相談に応じるほか、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所への付き添いなどを必要に応じて行っています。

また、弁護士による法律相談、臨床心理士や公認心理師によるカウンセリングも行っています。

#### 連絡先

##### ●電話相談

☎0120-968-783

月～金曜日 10:00～16:00（祝日、年末年始は除く）

※上記以外の時間帯は、全国共通ナビダイヤル（犯罪被害者等電話サポートセンター）をご利用ください。

☎0570-783-554 7:30～22:00（12月29日から1月3日除く）

##### ●メール相談

ぎふ犯罪被害者支援センターのホームページにある相談フォームからご連絡ください。

ホームページアドレス <https://gifu-vsc.org/>



## ぎふ性暴力被害者支援センター (ワンストップ支援センター)



被害にあったら、被害後、できるだけ早い段階で、適切なケアを受けることが重要になります。

あなたの大切な心と身体、そしてこれからのために、支援機関と連携をとりながら、あなたと一緒に考えていきます。

ひとりで悩まず、まずは電話やメール等でご相談ください。秘密は厳守します。

### 支援内容

専門の知識を有する相談員が、電話・メール・LINE・面接などでお話をうかがいます。

病院・警察・検察庁・裁判所への付き添いなどを必要に応じて行っています。

弁護士による法律相談、臨床心理士や公認心理師によるカウンセリング、関係する専門機関への引継ぎなども行っています。

### 連絡先

#### ● 電話相談

全国共通短縮番号 ☎ #8891

☎058-215-8349 (24時間ホットライン)

※毎月第2第4火曜日の16時から20時(祝日は除く)は、男性相談員も待機しています。

#### ● メール相談

ぎふ性暴力被害者支援センターのホームページにある相談フォームからご連絡ください。

ホームページアドレス <https://onestop-gifu.org/>



#### ● LINE相談

月～金曜日 10:00～20:00(祝日、年末年始は除く)

※LINEの送信は毎日24時間可能。

#### <登録方法>



スマートフォン、タブレットでLINEアプリから左側のQRコードを読み取って追加、又はホーム画面で、「ぎふ性暴力被害者支援センター」と検索。

担当となる部署名や電話番号を記入しましょう。

●岐阜県（ ）警察署 ☎ — —

●岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室

☎0120-870-783（携帯電話の方は ☎058-277-3783）

●警察内の各種相談窓口

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として警察本部に警察安全相談室を設置しているほか、みなさんのニーズに応じて、個別の相談窓口を設けています。

・警察安全相談室 #9110又は☎058-272-9110

・性犯罪被害者相談電話

#8103又は0120-72-8103又は☎058-273-6503

・ストーカー相談110番 0120-794-310

・ヤングテレホン 少年サポートセンター 0120-783-800

（犯罪の被害にあわれた少年に関する相談）

●市町村役場（ ）課 ☎ — —

●岐阜県県民生活相談センター

犯罪被害相談のほか、日常生活の悩み事、困り事について相談に応じます。

☎058-277-1001

●弁護士の紹介、裁判手続きの案内など

・岐阜県弁護士会 ☎058-265-2850

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

・日本司法支援センター（法テラス）犯罪被害者支援ダイヤル

☎0120-079714

●こころの悩みや不安に関する相談

・岐阜県精神保健福祉センター ☎058-231-9724

・こころのダイヤル119番 ☎058-233-0119

・（特非）岐阜いのちの電話協会

岐阜いのちの電話 ☎058-277-4343

## 6 支援者リスト

あなたを支援してくれる人をメモしておきましょう。

	機関名	名 前	連絡先等
支援団体 (ぎふ犯罪被害者支援センターなど)			
弁護士			
警 察			
行政機関  市町村 県 保健所 学校 など			
医療機関			
その他			

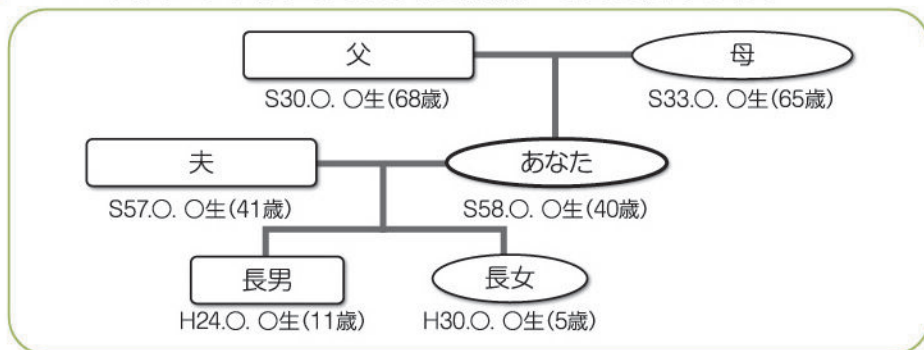
## 7 あなたと周囲の人たちの関係図（エコマップ）

エコマップとは、支援が必要な人を中心に、その方の周りにおける社会資源（家族、兄弟姉妹、支援者、友人、近隣住民、警察官、弁護士、医師、各種支援機関など）との相関関係を表した図のことです。

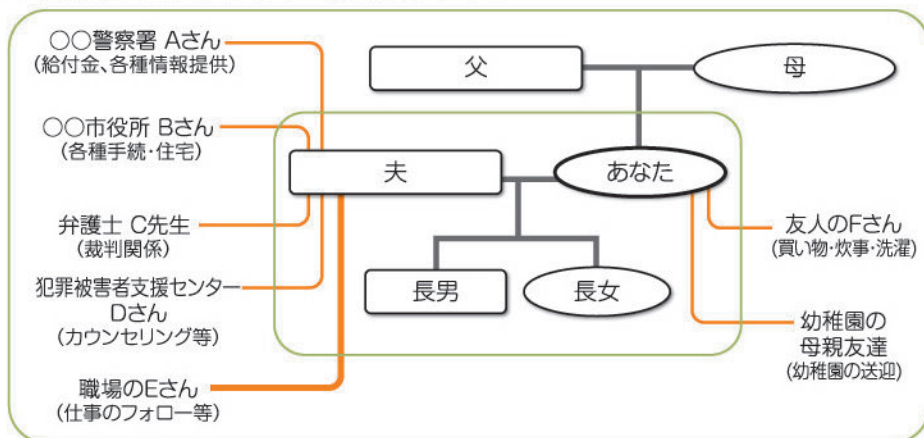
図式化することで全体の関係性を簡潔に整理することができます。

### エコマップの作成例

#### ① エコマップの中心にあなた（ご家族）を書き込みます。



#### ② その周りにおけるあなたに関係のある方々を書き込み、線であなたとの関係性を分かりやすく表現します。



あなたとの関係性を、強い関係、普通の関係、弱い関係、対立関係などに分け、具体的に書くことによいでしょう。線の太さや色を変えたりすることで、関係性をより分かりやすく表現できます。

凡例



線が太いほど重要、または強い関係

希薄な関係

ストレスのある、または葛藤のある関係

①のエコマップだけでも構いません。支援者の方と一緒に書いてみましょう。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 8 被害にあわれた時の記録

### ① 被害発生時のこと

警察での事情聴取や裁判、役所での手続きなどで、繰り返し聞かれることがあります。思い出せることを書いておきましょう。

被害にあった時のこと、その他何か気づいたことがあれば、どんなことでもいいので、メモをしておきましょう。

なお、事件の記憶をなぞることは、精神的な苦痛を再度体験することになってしまいます。分からないことや、今は書きたくないことは、無理をして書く必要はありません。

### 事件・事故が起きた日時

年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃

現場の住所（※住所や大体の地図を記載しておきましょう）

住所：

地図

●被害が発生した経緯

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

●当時、相手とどのようなやりとりがあったか

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

●その他

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



## ② 加害者に関すること

※書くことが負担になる場合は、記入する必要はありません。

裁判やその他の手続きで必要になる場合がありますので、加害者側の情報を記入しておきましょう。分からない場合は、警察官や検察官、弁護士等に聞いてみましょう。

加害者とのやり取りは、『第3章「5 加害者との記録」』（37～38頁）に記載しておきましょう。

※法律上では、犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者を「被疑者」、起訴された者を「被告人」と言うなど、段階によって呼び方が変わりますが、このノートでは、まとめて「加害者」としています。

### ● 加害者

氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

勤務先： \_\_\_\_\_

勤務先の連絡先： \_\_\_\_\_

---

### ● 加害者の家族

氏名及び続柄： \_\_\_\_\_ (続柄)

住所： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

---

### ● 加害者の弁護士

氏名： \_\_\_\_\_

法律事務所名： \_\_\_\_\_

事務所の住所： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

---

# メモ

## 9 被害後のできごとに関する記録

被害後は、初めて見聞きする手続きなどに追われ、いつどこでどんなやりとりをしたのか、日々の記憶が残っていないことも少なくありません。

被害後の出来事を時系列で簡単に書き留めておくことにより、現在の状況を自分なりに把握できるほか、後から振り返る際に役立つかもしれません。

また、その時々のお気持ちを書くことで、気持ちを整理していくことにもつながるかもしれません。

なお、被害後に関わる機関等との詳しいメモは、「第3章 被害後に関わる機関等との記録」(27～44頁)に記録しましょう。

年月日	内 容

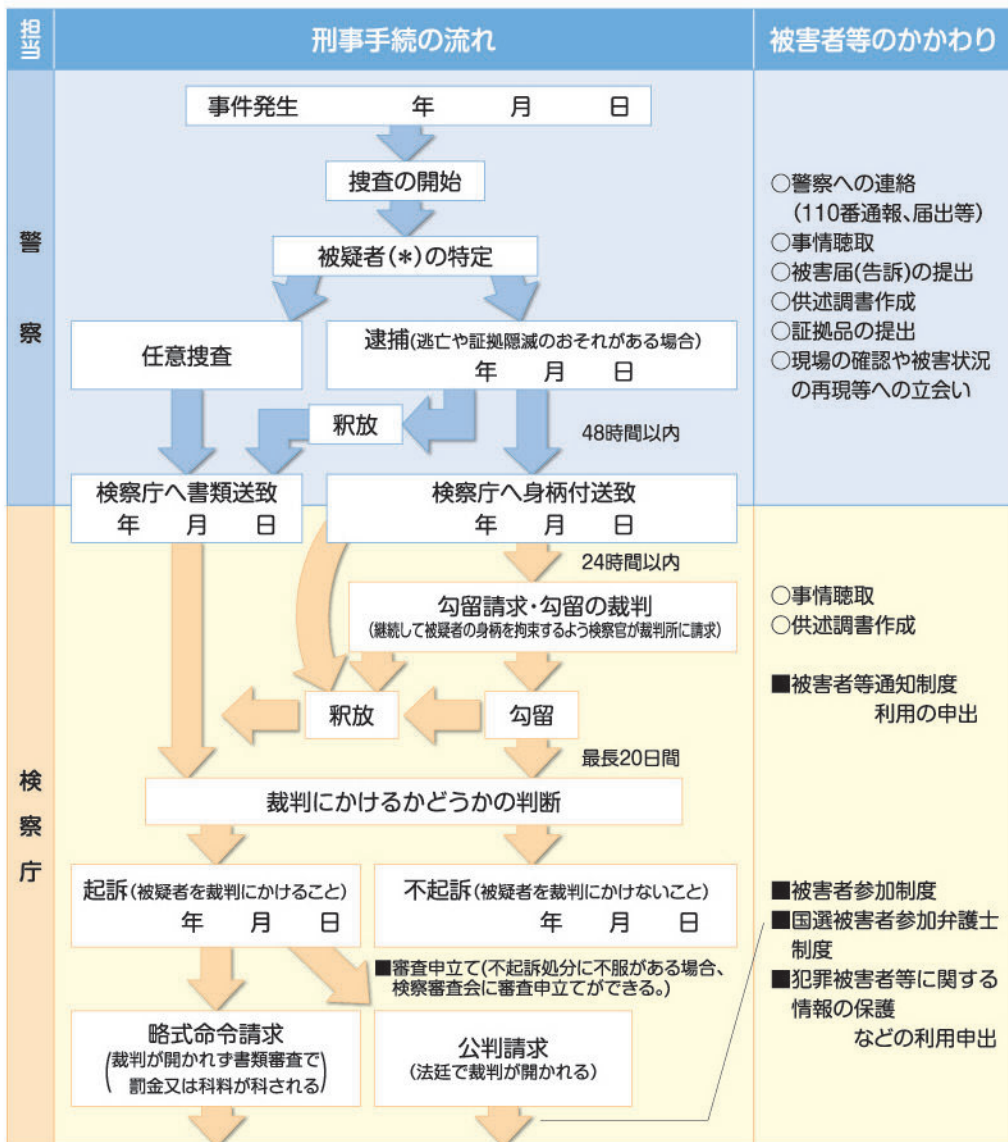
年月日

内 容

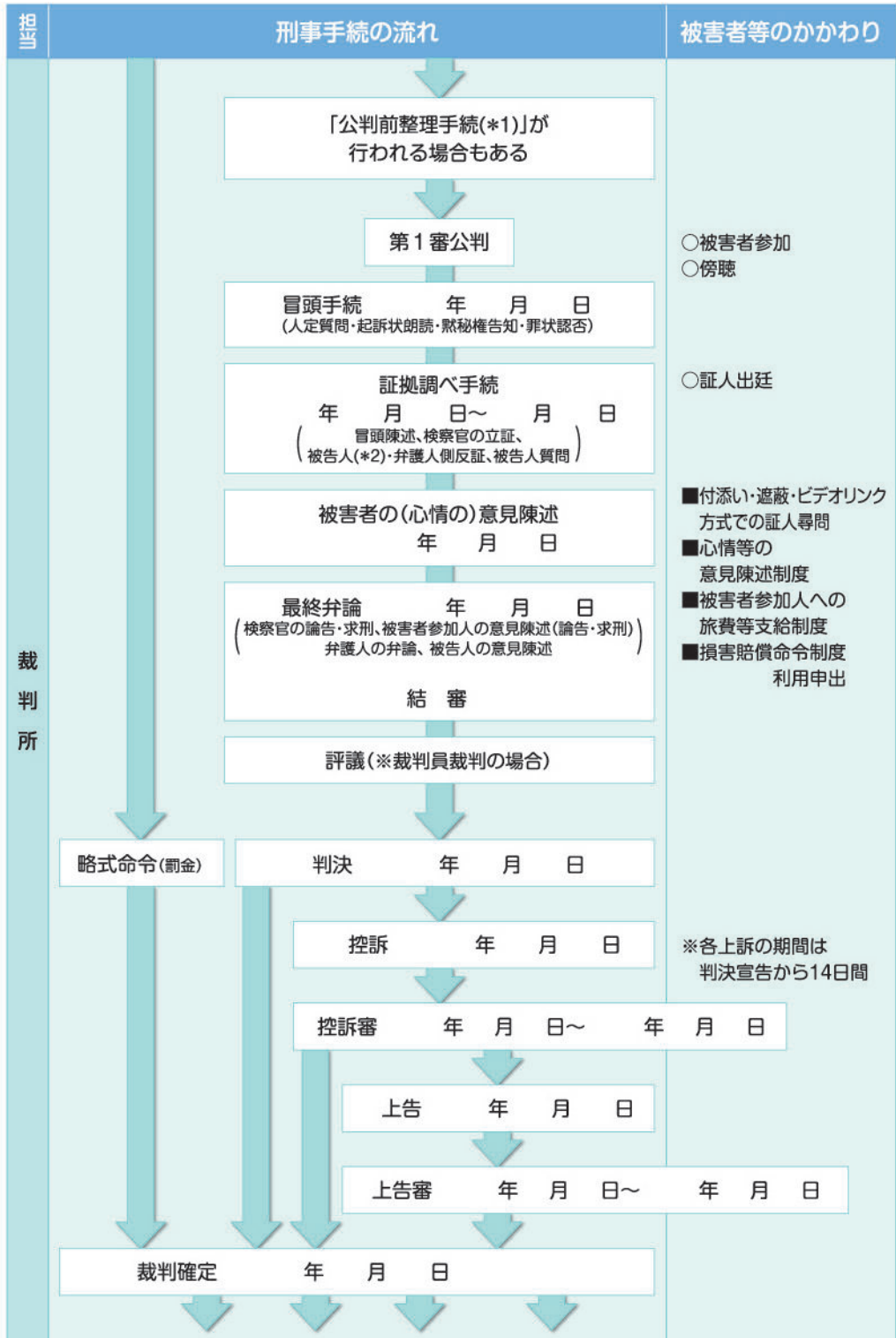

## 第2章 刑事手続の流れ

刑事手続とは、加害者を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、次の表は、主な刑事手続の流れと被害者等のかかわりをまとめたものです。手続が進んだ時には、日にちや矢印を書き込んでいきましょう。なお、流れ・かかわりは一般的なもので、全ての事件・事故がこのとおりになるわけではありません。

### 1 刑事事件

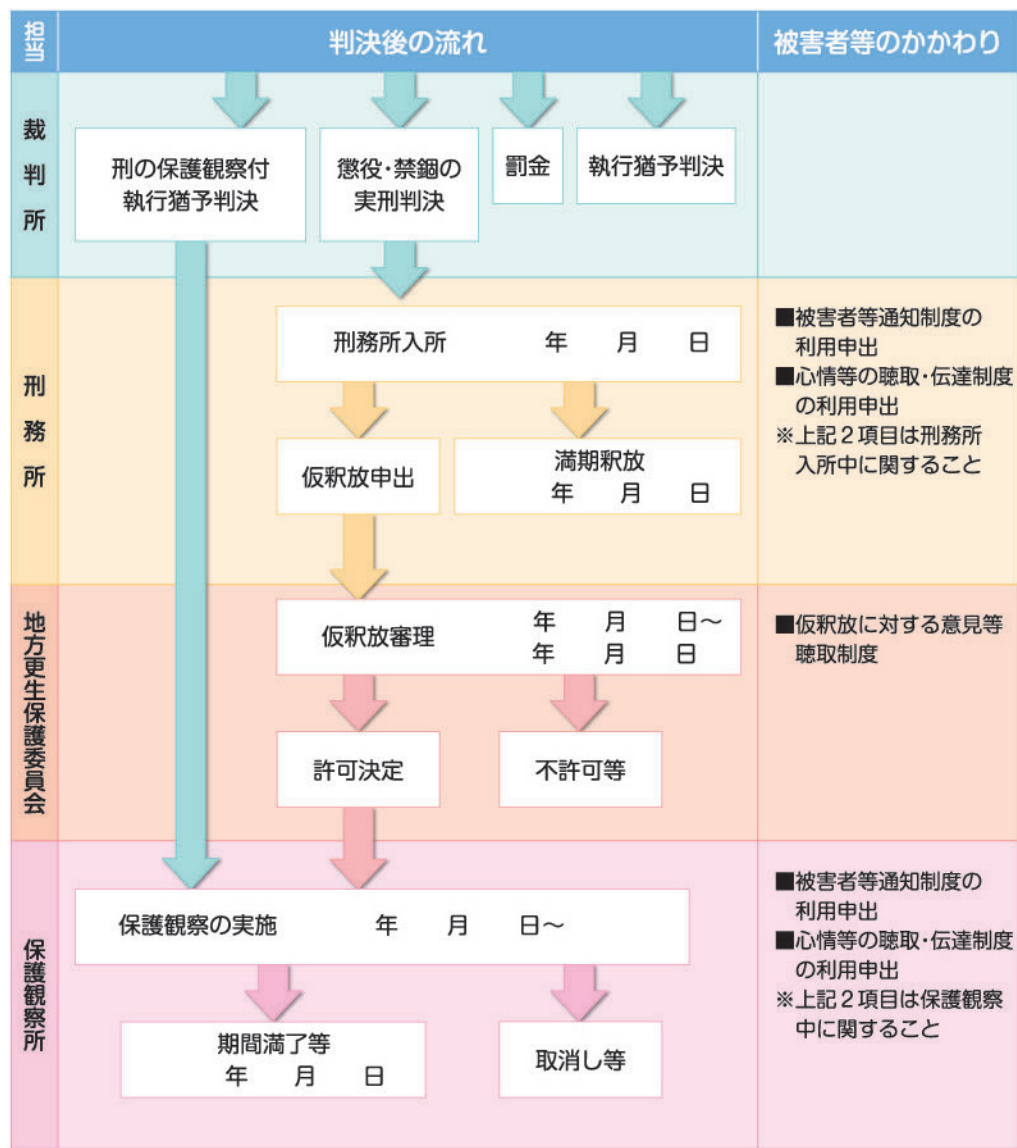


\*法律上では、犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている加害者を「被疑者」と言います。



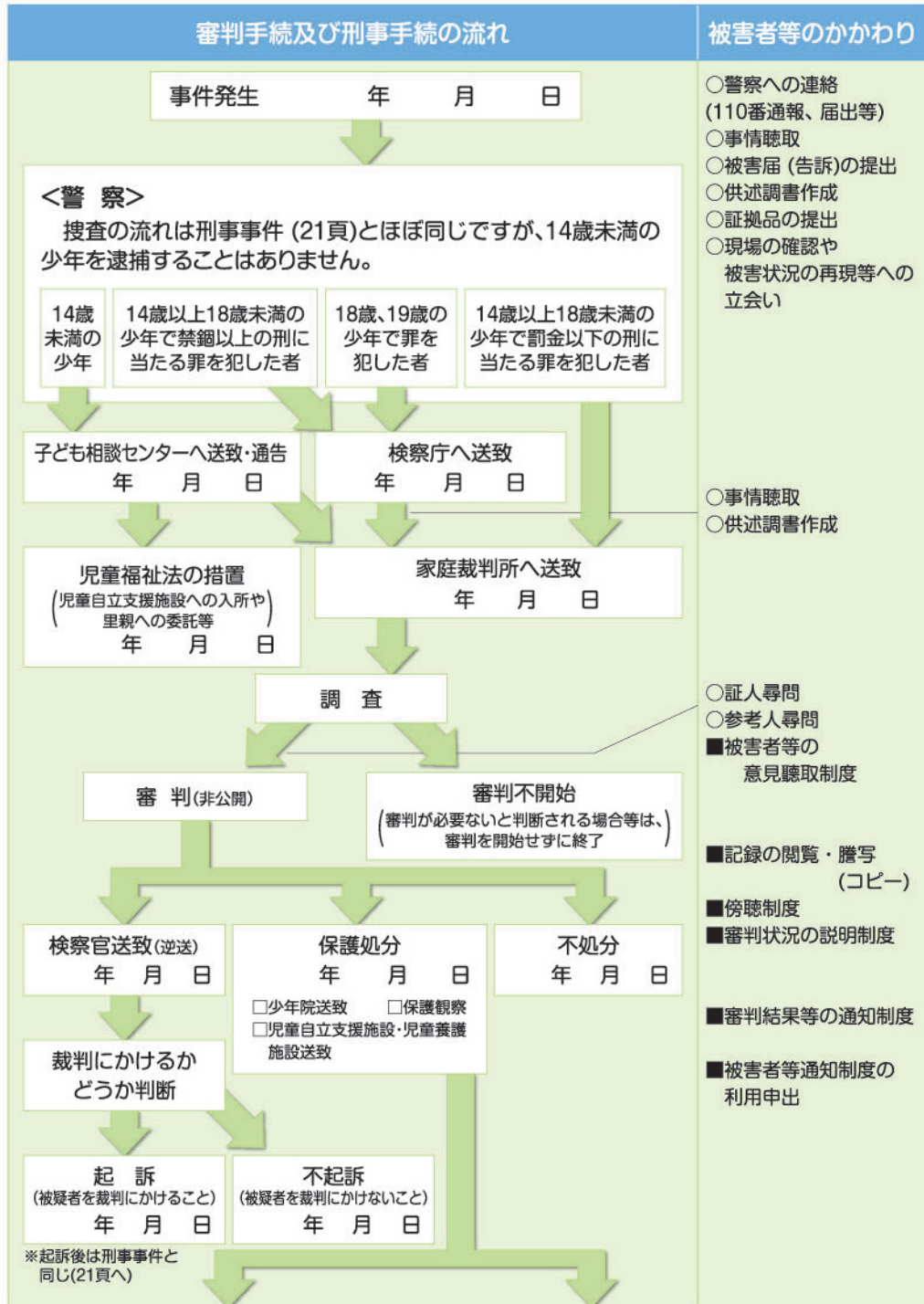
(\*1) 公判前整理手続: 裁判所、検察官、弁護士が初公判前に協議して審理計画を立てる手続。争点を明確にした上で、これを判断するための証拠を整理し、公判期日(裁判の開かれる日)が決められる。加害者本人が出頭する場合もある。非公開で行われ、裁判員裁判の場合は必ず行われる。

(\*2) 法律上では、起訴された加害者を「被告人」と言います。

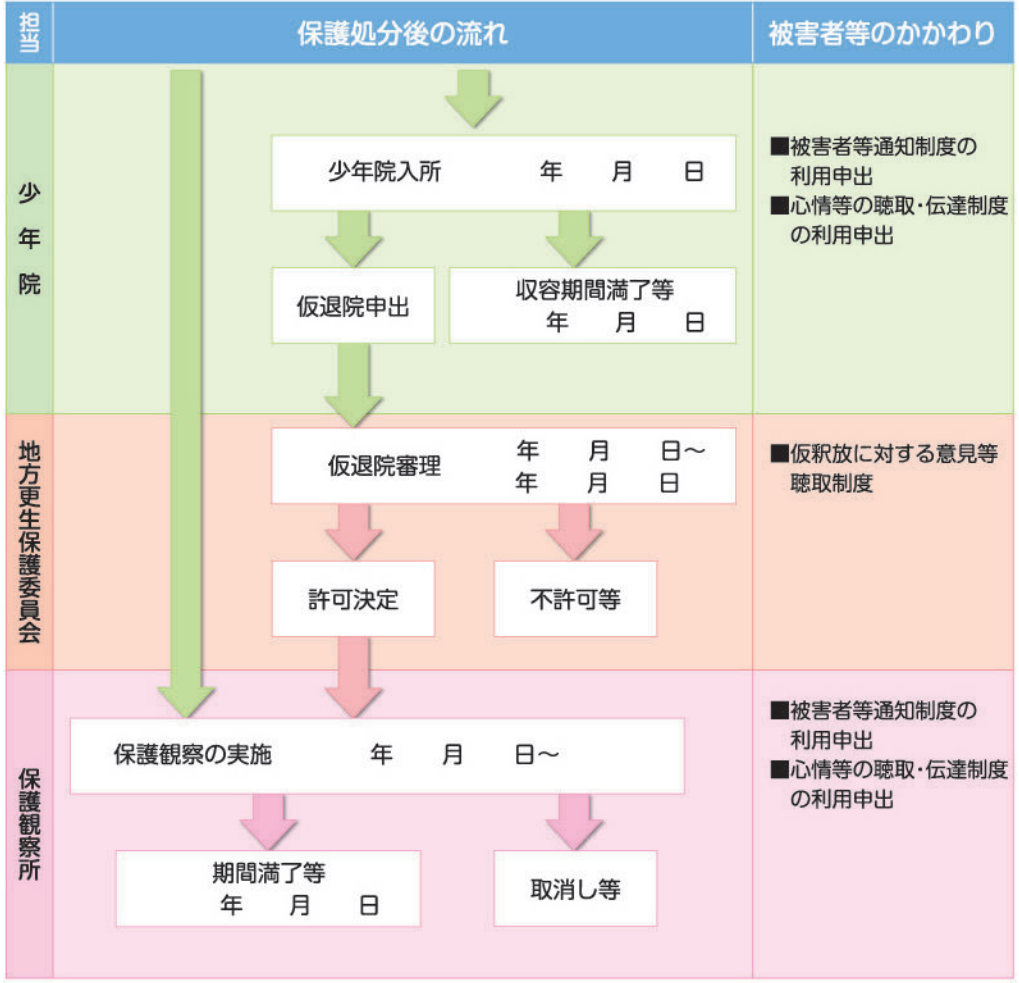


## 2 少年事件（20歳未満の者）

※次の図は少年法改正（令和4年4月1日）後のものです。改正前の流れは警察にご確認ください。








---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# メモ

Blank memo page with horizontal dashed lines for writing.

## 第3章 被害後に関わる機関等との記録

被害後は、警察、検察、弁護士、支援団体など、様々な機関と関わることになります。

それぞれの機関で、どの担当者とどのようなやり取りをしたのか記録を残しておきましょう。

受け取ったパンフレットや名刺などは、受け取った日付等を記載し、保管しておきましょう。

### 1 警察との記録

警察では、加害者を検挙して処罰するため、刑事手続上必要なことを聞かれたり、立会いを求められたりします。

具体的には次のようなことが行われます。

#### ① 事情聴取

担当の捜査員から被害状況などを詳しく聞かれます。

加害者や事実を明らかにするため、必要があって聞かれるものです。

女性（男性）警察官による聴取等を希望する場合は、遠慮なく申し出ましょう。

#### ② 証拠品の提出

加害者や事実を明らかにするため、被害時に着ていた服などの提出を求められることがあります。提出した証拠品は、捜査・公判上の必要がなくなれば返還されます。

#### ③ 実況見分等への立会い

被害の現場等について確認を行う際の立会いや説明を求められることがあります。写真撮影や計測などを行うため、実況見分は時間を要する場合があります。

#### ④ 解剖

事件・事故で当事者の方が亡くなった場合、ご遺体の解剖を行う場合があります。亡くなられた原因を明らかにするために必要な手続きです。

年月日	内 容	担 当 者

## 2 検察庁との記録

事件・事故が発生した場合、加害者を裁判にかけるかどうかを決定するのは検察官です。

警察に何度も事情を説明しているかもしれませんが、裁判を行うためには検察官に対しても丁寧に説明する必要があります。

被害者等が刑事裁判にかかわる手段として、次の3つが考えられます。

- ① 証人になる
- ② 心情等の意見陳述制度を使う（→詳しくは50頁へ）
- ③ 被害者参加制度を使う（→詳しくは47頁へ）

事前に検察官から十分な説明を受けましょう。

そのほか、以下のことにも注意して確認をしておくといでしょう。

- 裁判に行けない日を伝える
- 証人として証言する場合の付添いやついたての利用
- 法廷で被害者の住所や氏名を読み上げないこと
- 傍聴席の優先的確保
- 遺影の持ち込みの可否
- 控え室の確保
- 駐車場の利用
- 裁判記録の閲覧・謄写（コピー）

### 担当者

検察庁名	氏名	連絡先	名刺の有無等
検察庁( 支部)	(捜査担当検事)		
	(捜査担当事務官)		
検察庁( 支部)	(公判担当検事)		
	(公判担当事務官)		

### 処分結果

日付	処分の内容
年 月 日( )	・起訴(罪名 )
	・不起訴( )
	・( )

年月日	内 容	担 当 者

### 3 裁判所との記録

2000年（平成12年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律が制定され、以降、被害者も刑事裁判に関わることができるようになりました。

どのような方法で裁判に参加できるのか、以下に挙げています。

#### ① 証人として証言する

証人の証言は裁判において証拠として扱われます。

証人は聞かれたことに対してのみ答え、嘘を言えば偽証罪に問われます。

出廷時の精神的な負担を軽くするため、付添いやついで、ビデオリンク方式などの制度があります。

#### ② 被害者の意見陳述制度の利用

被害者が法廷で自分の気持ちを述べる制度です。ここでの意見は、後に量刑判断の材料になります。

※③の被害者参加人が行う事実や法律の適用についての意見陳述と区別して「心情等の意見陳述」と言われています。

#### ③ 被害者参加制度の利用

被害者参加制度の対象となる裁判では、裁判所の許可により被害者が「被害者参加人」として裁判に参加できます。（→詳しくは47頁へ）

被害者参加制度は、弁護士（被害者参加弁護士）に委託して援助を受けることができます。経済的に余裕がない場合は、裁判所が選定し、国がその費用を負担する制度（被害者参加人のための国選弁護人制度）もあります。

参考：裁判所における犯罪被害者保護施策

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

■第1審公判の記録欄

裁判所名： \_\_\_\_\_

裁判所 \_\_\_\_\_

日時・場所	内 容	備 考 (該当に○)
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷)		・冒頭手続 ・証拠調べ ・その他 ( )
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・証拠調べ ・証人出廷 ・その他 ( )
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・証拠調べ ・証人出廷 ・その他 ( )
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷)		・証拠調べ ・証人出廷 ・被害者の (心情の) 意見陳述 ・その他 ( )
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		・被害者の (心情の) 意見陳述 ・最終弁論 ・結審 ・その他 ( )
年 月 日( ) : ~ : ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ	<判決> _____	・判決 ・その他 ( )



■ ( )の記録 ※控訴審・上告審の記録、損害賠償命令制度を利用した場合などの記録にご利用ください。

日時・場所	内 容	備 考
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷)		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		

■ ( ) の記録

※控訴審・上告審の記録、損害賠償命令制度を利用した場合などの記録にご利用ください。

日時・場所	内 容	備 考
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷)		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		
年 月 日 ( ) : ~ : ( 裁判所) ( 号法廷) <input type="checkbox"/> 前回と同じ		

## 4 弁護士との記録

弁護士は、次のようなサポートができます。

- ・ 警察や検察庁への被害届や告訴状の提出
- ・ 報道機関への対応、折衝
- ・ 加害者側弁護士との示談交渉
- ・ 刑事裁判への被害者参加
- ・ 損害賠償命令申立て
- ・ 民事裁判の提起

「弁護士に何をしてもらいたいのか分からないのに相談してもいいの?」「弁護士に相談すると費用はいくらかかるの?」などと不安に思われるかもしれません。

下記の問い合わせ先では、弁護士の紹介や無料法律相談を行っています。どのような弁護士のサポートを受けられるのか一度ご相談ください。

なお、弁護士に依頼される場合の弁護士費用については、資力や収入等によっては法テラスの民事法律扶助による費用立替制度を利用できる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

### ☎ 問い合わせ先

#### ● 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター

☎ **0120-968-783**

月～金曜日 10:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)

#### ● 岐阜県弁護士会

☎ **058-265-2850**

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

#### ● 日本司法支援センター 法テラス岐阜

☎ **0570-078345**

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)





## 5 加害者との記録

加害者やその家族、弁護士などが面会を求めてくる場合があります。

会う、会わないはあなたの気持ち次第です。会いたくなければ会う必要はありません。

どうしたらよいか、対応に迷ったら、遠慮せず支援者や弁護士などに相談しましょう。

例えば・・・

- 1 葬儀への参列や香典、焼香の申し出があった。
- 2 相手方の弁護士などが示談を求めてきた。
- 3 「示談」の話を出さずに、お金を受け取ってほしいと言ってきた。

会うとしても、1対1での面会は避けましょう。

また、加害者や関係者の来訪で危険を感じたら、すぐに110番通報をしましょう。

相手方の弁護士との対応に負担や不安を感じたら、弁護士に相談しましょう。

裁判後は、検察庁、保護観察所等の「被害者等通知制度」（→47頁、53頁参照）を利用すると、その後の加害者に関する情報の一部を知ることができます。

### 📞 問い合わせ先

#### ● 岐阜地方検察庁 被害者ホットライン

📞058-262-5138

月～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除く）



#### ● 岐阜保護観察所 被害者専用番号

📞058-265-2579

月～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除く）

#### ● 岐阜県弁護士会

📞058-265-2850

月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く）

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。





## 6 マスコミとの記録

マスコミの取材に応じるかは被害にあわれた方などの意思によります。

一般的に次のようなメリット、デメリットが考えられますので、よく検討し、判断しましょう。

無理に応じる必要はありませんので、判断に迷う時は、支援機関や弁護士などに相談しましょう。

### メリット

- ・ マスコミを通じて自分の思いなどを発信できる。

### デメリット

- ・ マスコミの報道の仕方により、自分の意に添わない内容で発信される。
- ・ 情報が断片的に伝わり、受け手の誤解により思わぬ誹謗中傷を招く。

もしも取材を受ける場合は、以下のことに注意しましょう。

- 自分が安心できる場所や都合のいい時間を指定しても構いません。
- 一人で対応が不安な時には付添いを付けて話すこともできます。
- 顔や声、氏名などの個人情報を放送されるのは困るなど、出してほしくないことは明確に伝えましょう。
- 取材中、信頼できないと思ったら、一旦中断し、断りましょう。
- 報道の内容に間違いがあれば、取材にきた人に伝えましょう。訂正や修正の報道を依頼することができます。

社会的反響の大きな事件や事故などの場合、被害にあわれた方などの状況に配慮することなく、被害直後からマスコミが押しかけ、取材が過熱することがあります。

マスコミからの取材の自粛要請や取材の対応等については、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

なお、マスコミへの対応を弁護士に依頼される場合の弁護士費用については、資力や収入等によっては、日本弁護士連合会の法律援助制度や県による助成制度を利用できる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

※法律援助に関する手続きは法テラスが日本弁護士連合会から委託を受け実施しています。

☎ 問い合わせ先

- 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室
  - ☎ **0120-870-783** (携帯電話の方は 058-277-3783)
  - 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)
- 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター
  - ☎ **0120-968-783**
  - 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)
- 日本司法支援センター 法テラス岐阜
  - ☎ **0570-078345**
  - 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- 岐阜県弁護士会
  - ☎ **058-265-2850**
  - 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
  - ※ 「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

年月日	内 容	担 当 者



## 7 医療機関等との記録

被害後は、からだやこころに不調をきたすことがあります。生活に支障が出る場合には、医療機関などで治療や専門的なカウンセリングを受けることができます。どこで受けたいかわからない場合は、支援者に相談しましょう。

### ☎ 問い合わせ先

- 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 →40頁
- 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター →40頁
- お住まいの地域の保健所（こころの相談）
- 岐阜県精神保健福祉センター  
☎058-231-9724  
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く。）
- こころのダイヤル119番  
☎058-233-0119  
月～金曜日 10:00～16:00（祝日、年末年始は除く。）
- 医療情報ネット（医療機関検索サイト）



年月日	内 容	担 当 者





